明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（五八）　二
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（五九）　三
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令（六〇）　三

〔省　令〕

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**五）　四

〔告　示〕

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**総務**八〇）　四
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件（**同**八一）　六
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件（**同**八二）　六
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（**中央選挙管理会**六）　六
○除籍が滅失した件（**法務**六四）　七
○除籍の一部が滅失した件（**同**六五）　七
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（**同**六六）　七
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件（**文部科学**三三）　七
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件（**同**三四）　七
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件（**同**三五、三六）　七
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件の一部を改正する件（**同**三七）　七
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**五）　八
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**五六七～五八一）　八
○保安施設地区の指定をする件（**同**五八二、五八三）　八
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一九四）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**関東地方整備局**一一五）　九
○道路に関する件（**同**一一六～一一八）　九
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**三九）　九

〔国会事項〕

内閣　法務省　最高裁判所　一〇

〔人事異動〕

官庁事項　一〇

〔官庁報告〕

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
北海道開発局公示（北海道開発局）　一〇

〔公　告〕

諸事項　一一

官庁
財団、社会保険労務士懲戒処分、農業協同組合法第六十四条の二第一項の届出関係　一一
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第五八号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、一三億九、〇〇〇万円に改めることとした。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、一兆二、一三五億一、二四五万九、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

3　特定保険者交付金交付契約の納付金の金額を、二、〇〇〇万円に改めることとした。（第三条関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第五九号）（内閣府本府）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三五号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六〇号）（内閣府本府）

1　題名（題名関係）

政令の題名を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令」とすることとした。

2　仮名加工医療情報データベース等（第四条関係）

仮名加工医療情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものは、これに含まれる仮名加工医療情報を一定の規則に従って整理すること